グリーンイノベーション基金事業

「再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造」 プロジェクトに係る公募要領

【受付期間】

2025年10月15日(水)~2025年12月1日(月)正午まで

【提出先及び提出方法】

以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/ga/enquetes/ahlldfoa7bvz

【留意事項】

- ※他の提出方法(持参、郵送、FAX 又は E-mail 等)による提出は、原則受け付けません。 ※アップロードするファイルは、1 つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に 従ってください。
- ※受付期間内であれば提出書類の再提出は何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出分を有効とします。
- ※登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内 に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ※入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

【e-Rad 登録】

- ※応募に際し、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による登録が必要です。
- ※e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の 登録手続きに日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって登録手続きを行 ってください。
- ※e-Rad 登録を行わないと本プロジェクトへの応募ができませんので、十分留意ください。

2025年10月15日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

水素・アンモニア部

「再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造」プロジェクトに係る追加公募について (2025年10月15日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造」プロジェクトについて、「【研究開発項目1】水電解装置の大型化技術等の開発、Power-to-X 大規模実証」のうち、SOEC*の研究開発に係る追加公募を行います。当該公募への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本プロジェクトは、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」、「GX 実現に向けた基本方針」、「グリーンイノベーション基金事業『再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造』プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」(以下、「研究開発・社会実装計画」という)の内容に基づき実施いたします。

※固体酸化物形電解セル (Solid Oxide Electrolysis Cell) を用いた水電解であり、水の電気分解により放出される熱を再利用することができ、かつ、外部の熱を利用することができるため、エネルギー利用効率が高いという特徴がある。

1. 件名

「再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造」プロジェクト 【研究開発項目 1】水電解装置の大型化技術等の開発、Power-to-X 大規模実証 SOEC の研究開発

2. プロジェクト概要

(1) 背景·目的

水素の社会実装を促すためには、供給設備の大型化を通じた供給コストの削減と両輪で、大規模な水素需要の創出を同時に行うことが求められる。しかしながら、水素の黎明期においては、長期の水素需要量が不確実であるため、民間事業者が大規模なインフラ投資に踏み出しにくいという問題があり、この不確実性を下げるためにも、追加でのインフラ投資を最小化しつつ、供給量の増大と水素需要の創出を行うことを可能とする社会実装モデルを構築する必要がある。本事業は、こうしたモデルを構築し、各要素の技術的な課題の解決を図るとともに、水素の需要側と供給側の取組を特定エリアで統合的に実証することで、技術的な知見を蓄積し、将来的なインフラ整備とともに効率良く水素の普及を達成することを目指す。

社会実装モデルの一つの姿としては、国内での水素製造に向けた水電解装置の活用を中核とした、自家消費や周辺での水素利活用を行うものが考えられる。

水電解装置は、余剰再エネを水素に変え、熱需要の脱炭素化や基礎化学品の製造なども含めて、Power to X という形で余すことなく活用することを可能とし、再エネの最大限の導入を促進する。装置の種類については、「アルカリ型」と「PEM型」の2種類が商用化に近い技術水準にあり(事業開始当時 TRL 5 相当)、「SOEC」が研究開発段階にある(2025 年時点 TRL 5 相当)。しかしながら、装置コストを含む水素製造コストについては依然として高く、商用化

のためには、一段のコスト削減が必要不可欠である。

SOEC は水の電気分解により放出される熱を再利用することができ、かつ、外部の熱を活用することできるため、アルカリ型や PEM 型と比べてもエネルギー利用効率が高い。電力価格が比較的高い場合にコスト優位性が大きく、アルカリ型や PEM 型と比べても優位性を持つ場合も想定されうる。また排熱を利用できることから、工場や発電所等に併設する利用形態が最も有効であり、国内の既存プラントでの併設利用のほか、新興国市場における経済成長に伴い、海外市場も拡大していくことが考えられる。我が国が強みを持つ自動車関連技術(セラミック関連)や固体酸化物燃料電池技術が活用でき、海外を含めた市場獲得を目指していくことができる可能性もあることから、技術開発を推進することが重要である。

(2) 目標

2032 年までに SOEC の設備コストを 6.8 万円/kW よりも下げることを見通せる技術の実現

(3) 研究開発項目と社会実装に向けた支援

【研究開発項目1】水電解装置の大型化技術等の開発、Power-to-X 大規模実証(SOEC の研究開発)【補助】

研究開発内容① 水電解装置の大型化・モジュール化技術開発【(事業開始段階: 2/3 補助、 実証運転段階: 1/2 補助) + (1/10 インセンティブ)】

SOEC を対象とし、実用規模(遅くとも、2032年において SOEC100MW システムの実現を見通す)を想定し、量産可能かつスケーラブルな特徴を備えた水電解装置の大型化・モジュール化に係る技術を開発する。

研究開発内容② 優れた新部材の装置への実装技術開発【(事業開始段階: 2/3 補助、実証 運転段階: 1/2 補助) + (1/10 インセンティブ)】

低コスト化、高効率化に繋げる、膜や触媒などの重要な部素材を水電解装置に実装する技術を開発する。

研究開発内容③ 熱需要や産業プロセス等の脱炭素化実証【(実証運転開始から最大2年間まで2/3補助、それ以降1/2補助)+(1/10インセンティブ)】

水素の需要家と緊密に連携しながら、水電解装置を用いた、産業プロセス等における化石燃料・原料等を水素で代替する最も効率的なシステム運用方法を確立する。特に、水電解装置をオンサイトで直接需要家の工場等に設置し、当該施設内で製造した水素を消費する場合は、そのモデル性を重視し、熱の脱炭素化や基礎化学品等の製造過程で水素の過半を燃料・原料として活用するものを実証対象とする。また、SOEC については、併設される工場や発電所等の熱供給側の設備の利用も含めて運用方法を最適化していくことが必要であり、この点も踏まえて、需要とも連携した最も効率的なシステム運用方法を確立する。

なお、本事業においては、事業終了後の速やかな社会実装を進める観点から、原則、研究開発 内容①から③まで一体となって取り組む企業又はコンソーシアムを公募する*。

※採択後の相互協力が見込まれる場合、各内容について異なる事業者が別々に申請すること

も可能とする。

(4) 実施スケジュール

研究開発項目 1 (SOEC) について、2025 年度から 2032 年度までの最大 8 年間とする。 但し、事業ごとにステージゲートを設定し、その進捗を見て、継続可否を判断する。そのため、原則として、当初に契約または交付決定する期間は直近のステージゲート実施時期までとする。

(5) 予算

【研究開発項目1】水電解装置の大型化技術等の開発、Power-to-X 大規模実証 SOECの研究開発

予算額:上限349億円

ただし、最初のステージゲートまでの3年程度の期間の上限は80.9億円

3. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある提案者は、次の(i)~(iii)までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する企業等とします。なお、国立研究開発法人から民間企業への委託又は共同研究(委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりませんのでご留意ください。

- i. 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげることを、企業等の経営者(原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者)が長期的な経営課題としてコミットし、そのコミットメントを明らかにした長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施する場合は、我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待できることを示すこと。
- iii. プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手であること。(企業等の支出が過半を占める必要がある。)

【実施要件】

本プロジェクトは、採択後、「グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。助成事業の事務処理においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】助成事業の手続き:交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html

助成事業の手続き:マニュアル

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html

4. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

本公募要領に従って「事業戦略ビジョン」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】2025年12月1日(月)正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、 NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ahlldfoa7bvz

【提出方法】

提出先の Web 入力フォームに以下の入力項目を入力し、提出書類をアップロードしてください。なお、(3)提出書類のうち、事業戦略ビジョン (別添 1)、積算用総括表 (別紙 1)、研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書 (別添 2) については一つの PDF 形式のファイルにまとめて提出し、その他資料 (全て PDF 形式) については一つの zip ファイルにまとめて提出してください。なお、アップロードするファイル (PDF、zip 等) にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出 の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出書類を受理した際には幹事会社連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案名(プロジェクト名)
- ②幹事会社法人番号(13桁)
- ③幹事会社名称
- ④幹事会社連絡担当者氏名
- ⑤幹事会社連絡担当者職名
- ⑥幹事会社連絡担当者所属部署
- (7)幹事会社連絡担当者所属住所
- ⑧幹事会社連絡担当者電話番号

- ⑨幹事会社連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩研究開発の概要(1000字以内)
- ①技術的ポイント (300 字以内)
- ②幹事会社研究開発責任者(大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで、公的研究機関に 所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載)
- ③共同提案法人研究開発責任者(複数の場合は、列記。また、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載))
- ⑭利害関係者(※)
- ⑤研究体制(担当研究開発項目番号と法人名を入力。)
- 16研究期間(提案する研究期間を記載。)
- ①提案額(提案総額を入力。)
- ⑱初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ⑩直近の事業報告書 URL(全提案者分。web 公開していない場合は220で PDF をアップロード。)
- ②直近3年分の財務諸表 URL(全提案者分。原則、円単位:貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。web 公開していない場合は②でPDFをアップロード。)
- ②提出書類(提案書)((3)提出書類のうち、事業戦略ビジョン、積算用総括表及び研究開発責任者 及びチームリーダーの研究等経歴書を PDF 形式にしてアップロード。)
- ②提出書類(その他)((3)提出書類のうち、上記以外をアップロード。)

(※) 利害関係の確認について

- ➤ NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」 を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案 情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- ➤ その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の 徹底を図ることといたしております。
- ➤ そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- ➤ NEDO から①提案名、③幹事会社名称、⑪技術的ポイント、⑫幹事会社研究開発責任者、⑬ 共同提案法人研究開発責任者を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合 関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特 定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお 願いいたします。
- ▶ また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑭利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録手続き

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必要です。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください。この場合、その他の 提案者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。その他、入力にあたっては、以 下リンクの「NEDO事業への応募の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

e-Rad ポータルサイト上で応募情報を入力の上、「応募内容提案書」の PDF ファイルをダウンロードしてください。本ファイルが NEDO への提出書類として必要になります。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO事業への応募の際の e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

https://www.e-rad.go.jp/

(3) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は別添資料をご参照ください。

提出書類

別添1:事業戦略ビジョン

別紙1:積算用総括表

別添2:研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書

別添3:企業情報

別添4:その他の研究費の応募・受入状況

別添5:ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添6:事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料(任意)

別添7:GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況

e-Rad 応募内容提案書

直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表(原則、円単位:貸借対照表、損益計算書(製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む)、株主(社員)資本等変動計算書) (※)

【留意事項】

(※)「株主(社員)資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会 社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。なお、審査の過程で、必要に応じて財 務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況 によっては、追加的に再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合が あります。

GX に関する取組への対応について (GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況)

GX 実行会議において、GX 経済移行債による支援は GX 投資を官民協調で実現していくための「大胆な先行投資支援」として、GX リーグへの参画等、支援対象企業には GX に関する相応のコミットメントを求めています。そのため本基金事業においては、当該趣旨に鑑み、2024 年 6 月以降にプロジェクトの追加・拡充・増額を実施する場合、実施企業については、以下(i)~(iii)の温室効果ガス排出削減のための取組を実施することを求めることとしています (GX リーグに参加する場合には、これらの取組を実施したものとみなします。)。

ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2020 年度 CO2 排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これに替えることができます。

- (i) 国内における Scope1 (事業者自ら排出)・Scope2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用) に関する排出削減目標を 2025 年度 (当該年度及び 2025 年度までの複数年間)・2030 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況について第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。
- (注) 第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。
- (ii)(i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。
- (iii) サプライチェーン全体での GX 実現に向けた取組を実施又は計画すること (例:上流事業者の排出量削減の取組支援、CFP の表示)。

(4) 提出にあたっての留意事項

- 提出書類は日本語で作成してください。
- コンソーシアムによる共同提案の場合、事業戦略ビジョンは全ての実施主体がそれぞれ作成してください。その他、事業戦略ビジョンの作成に当たっては、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項をご確認いただくとともに、「5(2)審査基準」の内容を十分に踏まえ、必要な情報を盛り込んでください。
- 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、 提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

- 同一の提案者から複数の提案がなされた場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断 した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了 承ください。

5. 採択先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

外部有識者による採択審査は、書面審査と、必要に応じて面接審査により実施します。書面審査は、NEDOに設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会(以下「部会」という。)のエネルギー構造転換分野ワーキンググループ(以下「WG」という。)委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。

面接審査を行う場合には、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査に は、提案する企業等の担当役員(取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。)以上の参加 を求めます。

契約・助成審査委員会の審議では、外部有識者による採択審査に基づく採択候補が、NEDO が定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加や代表者面談等をお願いする場合があります。

なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。また、採択に当たっては、事前に経済産業省の承認も要する場合があります。

(2) 審査基準

- a. 採択審査の基準
 - i. 研究開発計画について(技術面)
 - 1. 研究開発・社会実装計画で掲げる目標(技術水準)を実現可能な具体的な解決方法や、野 心的かつ測定可能な KPI が提案されているか
 - 2. 当該技術及び解決方法は、独自性・新規性・他技術に対する優位性・実現可能性等を有しているか
 - 3. 本プロジェクトだけでは解決しきれない残された技術課題とその解決の見通しが示されているか
 - 4. 目標を実現するために効果的・効率的な実施スケジュール・実施体制を構築しているか
 - 5. 中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか
 - 6. 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力(具体的な実績、国際競争力、経営資源等) を有しているか
 - ii. 事業戦略・事業計画について(事業面)
 - 1. カーボンニュートラル実現に伴う産業構造の変化を予測・分析し、市場機会を適切に認識

できているか

- 2. 具体的な市場・顧客とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値と それを実現するビジネスモデルを提案できているか
- 3. 当該ビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性・実現可能性・継続性等を有しているか
- 4. 国内経済・サプライチェーンへの波及が期待出来るか
- 5. 研究開発から社会実装、その後の競争性の維持・事業拡大に至るまでの大まかなスケジュ ールが計画されているか
- 6. 提案者は当該事業計画を実施するために必要な資金計画や経営資源を有しているか

iii. イノベーション推進体制について(経営面)

- 1. 前述の研究開発計画・事業計画を推進するために必要な社内体制を構築しているか
- 2. 提案される事業に対して、経営者自身が深く関与するか
- 3. 提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されるか
- 4. 機動的・継続的に経営資源を投入し、着実に社会実装まで繋げるための組織体制を構築 (専門部署の設置等) するか

iv. その他

- 1. 様々な視点からリスクをアセスし、事業を中止する場合の基準を明確にしているか
- 2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか
- 3. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をしているか

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 助成事業の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 - 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
 - 3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 助成事業の実施に関して NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、プロジェクト概要)は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択

とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 書面審査員、面接審査員の情報の公表について

書面審査員、面接審査員の所属・役職・氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附带条件

採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等)を付す場合があります。

(4) プロジェクト開始までのスケジュール

2025年 10月15日 : 公募開始

10月22日 : 公募説明会 (オンライン)

12月1日 : 公募締切

2026年 1月中旬頃(予定) : 技術・社会実装推進委員会(面接審査)

2月上旬頃(予定) : 契約・助成審査委員会

2月上旬頃(予定) : 採択先決定

2月中旬頃(予定): 公表(プレスリリース)

2~3月頃(予定) : 契約・交付

(5) プロジェクト開始後のスケジュール

○ (毎年度)

・WGへの出席、マネジメントシートの提出(【別紙】その他重要事項・留意事項に記載の「毎年度のWGへの出席」を参照)なお、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断され改善が見られない場合はプロジェクト中止の場合がある。

(【別紙】その他重要事項・留意事項に記載の「取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・ 国費負担額の一部返還」を参照。)

・技術・社会実装推進委員会への出席(各プロジェクト担当者から技術面・事業面での進捗報告。)

○ステージゲート審査

・事業化段階の切れ目において、ステージゲートを設定し、事業の進捗(目標の達成度を含む)、 社会実装の見込み等を踏まえて、事業の継続可否を判断する。審査のタイミングは以下を想定 するが、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、審査の時期を調整することがありえる。

【研究開発項目1】水電解装置の大型化技術等の開発、Power-to-X 大規模実証

SOEC の研究開発

水電解装置の建設開始(例えば、2028年頃を想定)

水電解装置の実証運用開始(例えば、2030年頃を想定)

○プロジェクト終了最終年度~終了後3年間

・社会実装計画*の作成、NEDOにおける社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、インセン

ティブ額を精算

※社会実装に向けて取り組む指標(毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等)を含む計画。内容としては事業戦略ビジョンの1. 事業戦略・事業計画や3. イノベーション推進体制等の内容を予定しております。

○プロジェクト終了後

- ・WGによる事後評価
- ・フォローアップ調査(最大6年間。特に助成事業においては、プロジェクト終了後3年間社会 実装計画に示された指標に対する進捗状況を確認し、未達の場合はインセンティブ額の返還 がある。(【別紙】その他重要事項・留意事項に記載の「目標達成度等に応じた国費負担割合の 変動」を参照。)

6. 公募説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該公募に係る内容、契約・交付に係る手続き、提出書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。 出席希望の企業等は、2025年10月20日(月)までに下記のURLからお申し込み下さい。

日時:2025年10月22日(水)15時00分~16時00分

場所: オンライン会議(オンライン会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付致します。) 出席申し込み URL: https://app23. infoc. nedo. go. jp/qa/enquetes/xexhm3z1s9hy

7. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他 重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

8. 問い合わせ先

本プロジェクトの内容及び契約・交付に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2025年11月24日までに限り以下の問い合わせ先に E-mail で受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

- (1) 公募の内容及び契約・交付に関する問い合わせ((2)に関する問い合わせは除く) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 水素・アンモニア部 大規模水素利用ユニット GI 水素チーム 釘宮、山下、田村、島村、山田 E-mail: gi_hydrogen@ml.nedo.go.jp
- (2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課 Tel: 03-3501-1511

9. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下リンクの NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページに お進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。 https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html

10. 掲載資料

グリーンイノベーション基金事業の基本方針 (概要)

グリーンイノベーション基金事業の基本方針(本文)

「GX 実現に向けた基本方針」

2025年度実施方針(GI基金事業)

「再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計 画

公募要領

提案書一式

別紙1:積算用総括表(助成事業)

別添1:事業戦略ビジョン

別添2:研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書

別添3:企業情報

別添4:その他の研究費の応募・受入状況

別添5:ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添6:事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料

別添7:GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況(誓約書)

本公募に関するQ&A

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・助成事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(2) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (https://researchmap.jp/) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プロジェクト実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。 (researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。 (注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ○その他これらに準ずる場合
- (※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に 使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ○その他これらに準ずる場合
- (※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕 事時間を指します。
- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・ 役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の 不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係 府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行 います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。 ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又は NEDO から照会を行うことがあり

ます。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4) 「国民との科学・技術対話」への対応

研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)を推奨します。本プロジェクトにおいて「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容を事業戦略ビジョンに記載して提出してください。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動はWG等での評価の対象となります。

なお、本プロジェクト以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)により NEDO に報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/

(5) EBPM に関する取組への協力について

EBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)(※)の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時までに提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。

本プロジェクトへの応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

(※) 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス) に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書(CV)については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及 び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

事業戦略ビジョンのうち非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記いただき、非開示情報と認められる情報は、NEDO や担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。

なお、上記の非開示とした情報を除いた上で、NEDO のホームページに採択者の「事業戦略ビジョン」 を公開する予定です。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

① 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守

経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載されている事項を遵守 いただきます。特に以下の事項にご留意ください。

【参考】グリーンイノベーション基金事業の基本方針

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/index.html

・毎年度のWGへの出席

プロジェクトにおける「主要な企業等の経営者※1」には、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。(本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に(年に1度を想定)更新の上、随時公開いただきます。)

※1 「主要な企業等の経営者」

①WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体(大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社)、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等(コンソーシアム単位ではなく企業等の単位)。

②企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

・毎年度のマネジメントシート提出

プロジェクトに参加する(主要企業以外も含めた)全ての企業等は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした(又は修正した)上で公開する予定です。

なお、大学、公的研究機関、再委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。

①経営者自身の関与(プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等)

- ②経営戦略への位置づけ(取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等)
- ③事業推進体制の確保(経営資源の投入状況、専門部署の設置等)

・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還

WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である(例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の未実施等)と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、プロジェクトの中止に係る意見を決議し、部会の最終決定がなされた場合、企業等に対して、【(指摘を受けた事業年度の受領額) × (返還率)】の委託費の一部返還を求めます。(プロジェクトを中止した年度の経費は支払わない。また、助成事業の場合は、改善点の指摘後、改善が見られるまで助成金を支払わない。)返還率は、目標の達成度や困難度、公益性等を考慮し、WGにおいて3段階で評価されます。(返還率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、技術潮流や競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力(感染症の拡大、紛争等)又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、実施者の希望に基づき、WGは実施者に対して改善点の指摘及びプロジェクトの中止に係る意見を出すことなく、プロジェクトを中止することができます。

・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、プロジェクト終了時点における達成度を国費負担額に連動させ、成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます。企業等には、プロジェクト終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある1. 事業戦略・事業計画に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標(毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等)を含む社会実装計画を提出いただきます。NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、【(総事業費)×(インセンティブ率)×(目標の達成度)】(=インセンティブ額)の金額を付与します。(インセンティブ率を除いた委託費・助成金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)

ただし、助成事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のフォローアップにおいて、企業等は、社会実装計画の指標が未達である場合に、【(インセンティブ額)×(4-確認時点のプロジェクト終了後年数(1~3年))/3】の金額を返還いただきます。

・企業価値向上に向けた取組

これまでにない革新的技術を社会実装に結びつける上では、事業としての不確実性を認識しつつ投じられるリスクマネーを資本市場から呼び込むことが重要ですが、このためには実施企業が基金での取組を中長期的な経営戦略に明確に位置づけ、持続的な企業価値の向上に結びつけることで、資本市場の信頼を得ることが求められます。このような観点から、実施企業には、応募・採択時点及

びその後適切な時点において、本プロジェクトの事業化による企業価値向上と資本市場からの評価 につなげる取組の方向性を表明するよう求めます。

具体的には、個々の企業が重視する財務指標(例えばPBR、ROE、PER等)とその目標とする水準等を示しつつ、本プロジェクトにおける将来的な社会実装に向けた事業運営を通じて、どのように投資家の期待値を高めるとともに目標とする水準の達成につなげていくことを想定しているかについて、具体的な取組方針を事業戦略ビジョンに記載してください。すでに目標水準を達成している場合も、さらなる向上のために取り組む事項があれば記載してください。(モニタリングでの説明の聴取については、個別に議論しながら進めるものとします。)

本件に関する記載内容は、直接的な審査対象とはしません。このため、当該取組に関する記載の有無やその内容を以て、本基金における「経営者のコミットメント」の有無や本事業の継続の可否を判断するものではありませんが、例えば中長期的な経営戦略における本事業の位置づけや資金計画の妥当性に関する裏付けとして有意義な情報になり得ることなどから、採択審査において、参考とすることがあります。また、本件に関する記載が不足等している場合、採択以後に記載を求める場合があります。

【参考】2022 年 6 月 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 中間整理

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/20220613_report.html

・事業を円滑かつ確実に実施するための措置

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)に基づくサプライチェーン強靱化の取組においては、我が国が優位性を有する特定重要物資やその部素材について、国から資金支援を行う場合、一定の技術流出防止措置を求めています。

このような背景の中、研究開発成果を企業等で社会実装することを見据えたものを念頭に、国際動向や国際化への対応も考慮し、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ~国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応~」(令和6年6月4日「経済安全保障法制に関する有識者会議」)において、国が支援を行う研究開発プログラムに関しても、我が国の技術優位性の強化を目指す技術領域及び将来の我が国の技術優位性の創出を目指す技術領域における研究開発成果の技術流出防止のため、入口から出口までの段階に応じた対策が必要である旨とりまとめられました。

この提言等を踏まえ、本プロジェクトにおいては、技術情報管理強化及び技術移転防止(事前相談)に係る措置を講ずるものとします。詳細は、グリーンイノベーション基金事業の基本方針の5. 事業を円滑かつ確実に実施するための措置をご参照ください。

② 知財・データマネジメント

本プロジェクトの実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、助成先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO事業で指定するデータマネジ

メントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(2) 採択後の各種事務手続き

① NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本プロジェクトにおける契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf

Gビズ ID ホームページ

https://gbiz-id.go.jp/top/

② 資産の取り扱い

助成事業で取得した機械装置等の財産所有権は、助成先にあります。ただし、助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

③ 事業化状況報告書等の提出、収益納付

採択されたプロジェクトにあっては、助成事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5 年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。

当該助成事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

大学又は国立研究開発法人等(民間企業を除く)で雇用される 40 歳未満(40 歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施が可能です。なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究 活動等に関する実施方針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishin.pdf

(4) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA (リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェ

クトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という)に基づき輸出管理(※)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
 - (※) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。
- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型(※)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本プロジェクトを通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合、又は本プロジェクトの活用により既に保有している技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。
 - (※) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外

国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①~③に 規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※)。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本プロジェクトにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本プロジェクト終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本プロジェクトを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。
 - (※) 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
- ·安全保障貿易管理 (全般) https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ (Q&A https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html)
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
 https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html
- ・安全保障貿易ガイダンス(入門編)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html

・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく特許出願の非公開制度(令和6年5月1日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第74条及び第75条)。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT 出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第78条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてNEDOに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く)
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く) ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する 方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2))に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本プロジェクトの事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- (※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください:経済産業省ウェブサイト
 - https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
- (※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください: NEDO ウェブサイト https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
- a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以

下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について 公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく 体制整備等の実施状況報告等について

本プロジェクトの契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

② 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(※1))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。(※2))に基づき、NEDOは資金配分機関として、本プロジェクトの事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本プロジェクト及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- (※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください:経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
- (※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください: NEDO ウェブサイト https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
- a. 本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただく ことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期

間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1~3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・ 所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行 為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。

なお、本プロジェクトの事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号:044-520-5131

(電話の受付時間は、平日:9時30分~12時00分、13時00分~18時00分)

E-mail: helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト: https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html